

## 6 小学校英語部会 会則

群馬県小学校中学校教育研究会  
小学校英語部会

### 第一条【名称】

本部会は、群馬県小学校中学校教育研究会小学校英語部会と称する。

### 第二条【目的】

本部会は、次のことを目的とする。

- 一 群馬県内小学校における英語の振興と充実を図る。
- 二 研修諸活動を積極的に行い、会員個々の指導力・資質の向上を図る。
- 三 他の教育研究団体との連携・協力を図り、小学校英語の進展に寄与する。

### 第三条【事業】

本部会は、前条の目的を達成するために、必要に応じて、次の事業を行う。

- 一 全県規模による研究協議会の開催  
(県内4地区<中毛、西毛、北毛、東毛>で順次開催するものとし、他の細則については別に定める)
- 二 郡市から選出された研究調査員による小学校英語に関する研究調査活動
- 三 郡市単位に行う研究諸活動への援助並びに連絡・調整
- 四 研究紀要・研修資料等の刊行、Webページによる情報発信

### 第四条【組織】

本部会は、群馬県小学校中学校教育研究会小学校英語部会の会員で組織する。

### 第五条【役員・参与】

本部会に次の役員を置く。

- 一 部会長 1名(県内4地区の代表理事校長から1名)
- 二 副部会長 3名(会長を除く県内3地区の代表理事校長 3名)
- 三 理事 34名(各郡市代表2名 校長理事及び教諭理事)
- 四 監事 2名
- 五 事務局員 (原則として書記2名、会計2名)
- 六 参与 若干名 県教育委員会等の小学校英語担当指導主事

### 第六条【役員・参与の任務】

- 一 部会長は、本部会を代表し会務を統括する。
- 二 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の場合はこれに代わり会務を統括する。
- 三 理事は、各郡市を代表し、会務の運営処理にあたる。
- 四 監事は、本部会の事業・会計を監査する。
- 五 事務局員は、部会長・副部会長を補佐し、本部会の円滑な運営を図る。
- 六 参与は、本部会の活動の指導助言にあたる。

### 第七条【役員・参与の選出】

- 一 部会長、副部会長は、県内4地区の代表理事校長から互選により選出する。
- 二 理事は、各郡市の校長1名、教諭1名を以て充てる。
- 三 監事は、理事会において推薦し、部会長が委嘱する。
- 四 事務局委員は、部会長が理事会の承認を得て、委嘱する。
- 五 参与は、部会長が県教育委員会等の小学校英語担当指導主事に依頼する。

#### 第八条【事務局】

本部会事務局は、部会長が定める学校に置く。

#### 第九条【事務局の構成・任務】

##### 一 事務局の構成

- 書記 2名
- 会計 2名

##### 二 事務局員の任務

- 書記、会計は、本部会の書記、会計の任にあたる。

#### 第十条【役員・参与の任期】

役員・参与・事務局員の任期を1年間とするが再任を妨げない。

#### 第十一条【本部役員会の設置・構成】

本部会は、本部役員会を設置し、必要に応じて部会長が招集するものとする。

本部役員会は、次の役員を以て構成するものとする。

- 部会長
- 副部会長
- 事務局員

#### 第十二条【定例会議】

本部会の定例会議を次のように定める。

- 一 総会 全理事を以て構成し、年一回の開催を原則（メール等による紙上開催も可）とするが、必要に応じて部会長が招集することができるものとする。
- 二 本部役員会 部会長が招集し、年一回以上開催することを原則とする。

#### 第十三条【運営費】

本部会の運営費は、群馬県小学校中学校教育研究会小学校英語部会の予算（会費）を以て充てる。なお、特別の場合、部会長が理事会に諮り、特別会費を徴収して会の運営に充てることもある。

※特別会費とは、本部会が他の教育研究団体と合同で事業を開催する場合などに、必要に応じて徴収する会費をいう。

#### 第十四条【規約改正】

本規約の改正は、本部役員会の決議と総会の承認を必要とする。

#### 第十五条【細則】

本規約の細則については、本部役員会議の決議を経て定め、総会の承認を求める。

#### 附則

- 一 本規約は、平成23年6月17日から実施する。
- 一 平成31年3月6日、一部改正。